

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

令和6年4月改訂

社会福祉法人 新橋会
特別養護老人ホーム 和の郷

当施設は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1073100271号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	7
7. 介護分野における生産性向上の為の取り組みについて.....	9
8. 残置物引取人（契約書第20条参照）.....	9
9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）.....	10

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 新橋会
- (2) 法人所在地 群馬県邑楽郡明和町南大島253-1
- (3) 電話番号 0276-91-3011
- (4) 代表者氏名 理事長 朝本 豪人
- (5) 設立年月 平成13年2月26日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成14年2月1日指定 群馬県第1073100271号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 和の郷
- (4) 施設の所在地 群馬県邑楽郡明和町南大島253-1
- (5) 電話番号 0276-91-3011

- (6) 管理者 施設長 本澤 美智代
 (7) 当施設の運営方針 安心してやすらぎのある生活を送っていただくよう、施設サービスの充実に努めます
 (8) 開設年月 平成14年2月1日
 (9) 入所定員 70人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	6室	従来型個室
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	14室	多床室
合計	24室	
食堂	2室	テレビ
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練用階段 姿勢矯正鏡等
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<運営規程で定める主な職員の定数>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	定数
1. 施設長 (管理者)	1名
2. 介護職員	25名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	3名

5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	1名
7. 医師	1名
8. 栄養士	1名

※必要に応じて定数を超えて、またはその他の職員を置くこととしています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 14:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における標準配置人員 早番： 7:30～16:30 4名 日勤： 8:30～17:30 3名 遅番：10:15～19:15 3名 夜勤：16:15～10:15 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における標準配置人員 8:00～18:00（フレックス） 常勤3名体勢 オンコール体勢
4. 機能訓練指導員	看護職員が兼務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士等の立てる個別の献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食：7:45～ 昼食：11:45～ 夕食：17:15～

③入浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥医療の提供・健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）
- ・入所後、入所時検診をお願いしています。詳細は別紙「入所時検診について」をご確認ください。

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人海宝会 明和セントラル病院
所在地	邑楽郡明和町中谷331-1
診療科	内科 外科 胃腸科 肛門科 消化器外科 消化器内科

⑦口腔ケア

- ・入所後、施設にて歯科の無料検診を行います。
- ・毎食後に歯磨きやうがい等、口腔ケアを行います。

協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人あかぎ 太田デンタルクリニック
所在地	太田市東別所町135-1
診療科	歯科口腔外科 予防歯科 小児歯科 訪問歯科等

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金〉(契約書第5条参照)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室に係る自己負担額、食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

※別紙、介護老人福祉施設料金表をご参照ください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院（8ページ①検査入院等、短期入院の場合）又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの居住費は以下の通りです。（契約書第18条、第22条参照）

- ・利用料

1. 外泊時費用加算	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円

3. 自己負担額（1－2）	246円
---------------	------

- ・居室に係る自己負担額（令和6年8月1日～60円/日引き上げ）

従来型個室	1日あたり1,500円 又は、負担限度額認定書記載の負担限度額
多床室	1日あたり1,000円 又は、負担限度額認定書記載の負担限度額

☆負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については据え置きとなります。

☆ご契約者が、短期入院を超える入院の場合、お支払いいただく1日あたりの居住費は以下の通りです。

- ・居室にかかる自己負担額（令和6年8月1日～60円/日引き上げ）

従来型個室	1日あたり1,500円
多床室	1日あたり1,000円

（2）（1）以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理容

2ヶ月に1回、理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

利用料金：カット2, 200円 顔剃1, 000円 カット+顔剃2, 500円

③貴重品の管理

貴重品は、預かり金のみ管理させていただきます。

※預り金の詳細は、別紙「特別養護老人ホーム和の郷 預り金管理要綱」をご確認ください。

④レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

クラブ活動

書道、生け花を月1回交互に行っています。参加者に関しては、材料費をいただいております。

⑤居室内でのテレビ使用

ご契約者の希望により居室内にテレビを設置した場合は、テレビ受信設備使用料をご負担いただきます。月額1, 200円（設置期間が1か月に満たない場合は日割り）

※テレビ（24型まで）、リモコン、アンテナケーブルは持ち込みになります。

⑥複写物交付時の費用実費

・サービス提供についての記録はいつでも閲覧できます。

記録の複写物を必要とする場合の費用負担は実費となります。 1枚につき 200円

・施設利用料の領収書を紛失してしまった場合、再発行時の費用負担は実費となります。

1枚につき 300円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが

適当であるものにかかる費用を、預り金から負担いただきます。費用負担は実費となります。

・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
従来型個室	8,610円	9,320円	10,020円	10,730円	11,430円
多床室	8,380円	9,050円	9,790円	10,500円	11,000円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合
従来型個室 7,954円
多床室 7,759円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

群馬銀行 明和支店 普通預金 0119030

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：群馬銀行

※その他の銀行、農協、郵便局などの金融機関をご利用の際はご相談ください。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの申し出により退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ご契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第18条、第22条参照）

当施設に入所中、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1カ月につき6日以内の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。(6ページ参照) 1日あたり2,460円+居住費の自己負担額

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお短期入院を超える期間は、所定の居住に係る自己負担額をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期

・上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部のご負担とご契約者のために居室確保するための費用をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 介護分野における生産性向上の為の取り組みについて

良質な介護サービスの効率的な提供に向けた、働きやすい職場づくりを目指します。

①介護サービスの質の向上・維持

②介護業界のイメージ改善と人材確保

③介護ロボット・介護機器・ICTといったテクノロジーを活用

必要に応じて介護機器(センサーマット、人感センサー、見守りカメラ等)を使用し、ご契約者の生活を支援すると同時に、職員の業務負担の軽減を図ります。

8. 残置物引取人 (契約書第20条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合

に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）：生活相談員

○苦情解決責任者：施設長

○受付時間：毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8：30～17：30

○電話番号：0276-91-3011（代表）

（2）行政機関その他苦情受付機関

明和町役場 介護福祉課	所在地	明和町新里250-1
	電話番号	0276-84-3111（代表）
	受付時間	8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地	前橋市元総社町335-8
	電話番号	027-290-1323
	受付時間	9：00～17：00
群馬県社会福祉協議会	所在地	前橋市新前橋町13-12
	電話番号	027-255-6173
	受付時間	9：00～17：00

10. 終末期の介護について

看取り介護とは、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合における終末期の介護です。終末期における対応につきましては、ご契約者の自己決定と尊厳を守る看取り介護を行うため、「特別養護老人ホーム和の郷における看取り介護実施の定義」に基づき、看取りに関して十分な知識を持った職員体制が整っています。

看取り介護の際は、ご契約者、ご家族の希望に副った看取りができるよう看取り介護計画を作成し同意を得た上で実施します。看取り介護実施の間、医師、看護師、介護職員等が共同して少なくとも週1回以上、ご契約者又はご家族への説明を行い、必要に応じて看取り介護の内容を変更し、自己決定と尊厳を重視した看取りをさせていただきます。

また、お亡くなりなった場合につきましても、感謝の念をこめてご遺体の処置をさせていただきます。

※別紙「看取り介護実施の定義」をお読みいただき、同意書に署名をお願い致します。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム和の郷

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

家族等 住所 氏名 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 4,845.05㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成14年2月1日指定 群馬県第1073100271号 定員5名

[通所介護] 平成14年2月1日指定 群馬県第1073100271号 定員30名

[居宅介護支援事業]平成14年2月1日指定 群馬県第1073100271号

(4) 施設の周辺環境

明和町のほぼ中心の田園に囲まれた静かな環境です。近くに中学校と高校があり学生のボランティア活動の場としても利用されています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員.....ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員...ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員.....主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等を行います。常勤換算で3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員...ご契約者の機能訓練を担当します。

看護職員が兼務しています。

介護支援専門員...ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師.....ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

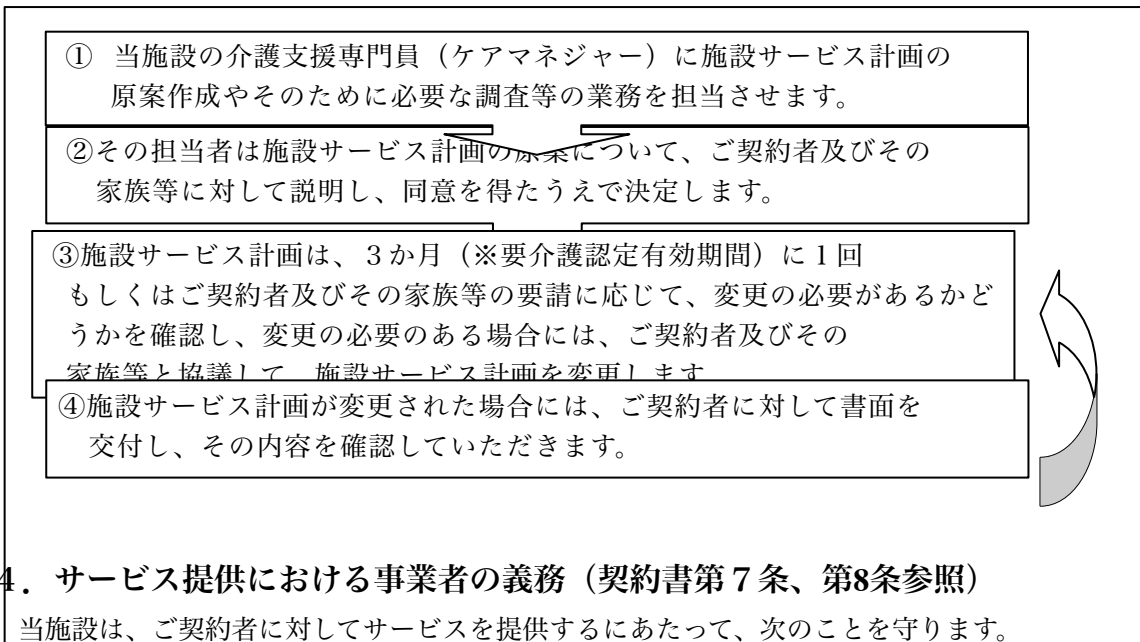
1名の嘱託医を配置しています。

管理栄養士.....ご契約者の栄養状態や食事の摂取状態を把握し、栄養ケアの計画を立案・改善します。1名以上の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり火気を使用する物品、刃物などの危険物は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会の受付は、8：30～17：30の間にお電話にて予約を承ります。

面会のお時間に関しては、ご予約の際にお問い合わせください。

※直接面会、窓越し面会、リモート面会が可能です。

※面会曜日は月～日です。（火曜日は嘱託医の診察の為除く）

※なお来訪される場合、生鮮食料品等の持ち込みはご遠慮ください。既製品の差し入れがある場合は必ず職員に申し出てください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、原則として、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき所定の料金（介護保険から給付される費用の一部を含む）及び居住に係る自己負担額をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合にはご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設において事故が発生した場合は、すみやかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。
また、事故の状況及び処置内容を記録することと致します。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じるものと致します。
- (3) 当施設において、施設責任によりご契約者及びご家族等に対して生じた損害についてはすみやかに損害賠償をさせていただきます。その具体的な対応については、「6. 損害賠償について」の通りです。
- (4) 事故の発生において、施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

8. 第三者評価について

当施設においては、福祉施設サービス第三者評価を受審していません。